

鎌情・個審議 7 号
平成 24 年 7 月 31 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安 富 潔

個人情報保護制度における孤立死・孤独死等の安否確認の必要性が認められる
市民の個人情報の収集及び利用・提供に対する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第 8 条第 4 項第 4 号の規定に基づく個人情報の収集及び
第 9 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、平成 24 年 7 月 24 日付け鎌総第 394 号をも
って諮問のありました事案につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたの
で答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人情報の収集及び利
用・提供については、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に配慮され
るよう要望します。

諮問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮問を要しないも
のであるが、諮問された事項への該当について判断のつきがたい事案は、本審議会に
意見を求めるなど慎重な対応に心掛けること。

鎌倉市個人情報保護条例第8条第4項第4号の規定に基づく諮問事案

類型 番号	類 型	本人以外のものから収集する理由
13	(安否の確認) 孤立死・孤独死等の安否確認の必要性が認められる市民の個人情報について地域住民と密接に関係する事業者、介護等の援護担当事業者及び近接する市民等から収集する場合	① 孤立死・孤独死等の発生を未然に防止するため、安否確認の必要性が認められる市民の情報を収集することにより、対象者の状況を把握する。 ② 孤立死・孤独死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図る。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

類型 番号	類 型	利用・提供する理由
8	孤立死・孤独死等の安否確認の必要性が認められる市民の個人情報について実施機関から情報の利用・提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合 ただし、当該事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合で本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。	① 孤立死・孤独死等の発生を未然に防止するため、安否確認の必要性が認められる市民の情報を利用・提供し、対象者の状況を把握する。 ② 孤立死・孤独死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図る。